

都市計画法（昭和43年法律第100号）
第36条第2項の規定により次の開発行為
の工事が完了し検査済証を交付したので同
条第3項の規定により公告する。

令和8年8月26日

市川市長 田中 甲

1. 許可番号

令和8年4月15日 市川市指令第411号の26002

2. 開発区域または工区に含まれる地域の名称

【許可時】市川市国府台三丁目117番

【2工区完了時】市川市国府台三丁目117番4（2工区）

3. 許可を受けた者の住所及び氏名

東京都西東京市芝久保町四丁目26番3号
株式会社東栄住宅 代表取締役 佐藤 千尋

市川都市計画生産緑地地区の変更の案の縦覧

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、市川都市計画生産緑地地区の変更の案を次のとおり縦覧に供する。

令和8年8月26日

市川市長 田 中 甲

1. 都市計画の種類

市川都市計画生産緑地地区

2. 都市計画を定める土地の区域

市川市大和田4丁目、宮久保3丁目、宮久保4丁目、宮久保6丁目、北方3丁目、本北方1丁目、国分1丁目、国分2丁目、国分3丁目、中国分2丁目、柏井町1丁目、原木2丁目、宮久保6丁目、稲荷木2丁目及び下貝塚1丁目の各一部の区域

3. 縦 覧 期 間

令和8年8月26日から令和8年9月9日
（執務時間内）

4. 縦 覧 場 所

市川市役所 第2庁舎 街づくり部 公園緑地課

市川市公告第 208 号

下記の書類は、その送達を受けるべき者の住所が明らかでないため、送達することができませんので地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 20 条の 2 第 1 項及び市川市税条例（昭和 29 年条例第 12 号）第 18 条の規定に基づき公告します。

なお、同書類は納税・債権管理課で保管していますから、来庁のうえ受領してください。

令和 8 年 8 月 26 日

市川市長 田中 甲

- 1 送達を受けるべき者の氏名又は名称
林 希実
- 2 送達すべき書類を特定するために必要な情報
20260825-0028

<注意>

上記書類があなたの手もとに届かなくても、地方税法第 20 条の 2 第 3 項の規定に基づき、公示送達の掲示がなされた日から 7 日を経過したときは、書類の送達があったものとみなされます。

市川市告示第 232 号

指定地域密着型サービス事業所及び指定地域密着型介護予防サービス事業所の指定について

介護保険法（平成9年法律第123号）第78条の11第1号及び第115条の20第1号に基づき、次のとおり告示する。

令和 8 年 8 月 26 日

市川市長 田中 甲

- | | |
|-----------------|----------------------------------|
| 1 指 定 申 請 者 | 株式会社フィルハート |
| 2 事 業 所 名 | グループホームフィルハート市川大野 |
| 3 事 業 所 所 在 地 | 千葉県市川市南大野二丁目30番17号 |
| 4 指定・指定更新年月日 | 令和8年10月1日 |
| 5 サ ー ビ ス の 種 類 | 認知症対応型共同生活介護
介護予防認知症対応型共同生活介護 |

公共下水道の供用及び処理の開始について

公共下水道の供用及び処理を開始するので、下水道法（昭和33年法律第79号）第9条の規定に基づき、次のとおり公示する。

その後関係図面は令和8年8月26日から2週間、下水道部河川・下水道管理課において一般の縦覧に供する。

令和8年8月26日

公共下水道管理者 市川市
代表者 市川市長 田中 甲

1. 下水道の供用及び処理を開始すべき年月日

令和8年8月28日

2. 下水を排除し、及び処理を開始すべき区域

町 名	番 地
柏井町一丁目	1569番、1570番、1609番、1612番、1617～1619番、 2012～2017番、2022番～2026番、2235番の各一部

3. 供用を開始しようとする排水施設の合流式又は分流式の別

分 流 式

4. 下水の処理を開始しようとする当該公共下水道が接続する流域下水道の終末処理場の位置及び名称

千葉県美浜区豊砂 花見川第二終末処理場